

岡山県公報		発行 岡山県			
目次		担当課（室）		目次	
○ 岡山県補助金等交付規則の規定による補助金等の名称等の制定の一部改正 （県例規集登載）		循環型社会推進課		○ 警備業法に基づく審査	
○ 特定施設の設置許可申請		環境管理課			
○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定		健康推進課			
○ 指定居宅サービス事業者等の指定		長寿社会課			
○ 道路の区域変更		道路整備課			
○ 道路の供用開始		〃			
○ 岡山県収入証紙売りさばき場所の変更		会計課			
【公 告】					
○ 一般競争入札の実施		危機管理課			
〃		〃			
○ 〃		〃			
○ 県営土地改良事業変更計画の縦覧		県民生活交通課			
○ 農用地利用配分計画の認可の申請		耕地課			
○ 農用地利用配分計画の認可の申請		農村振興課			
○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了		建築指導課			
【公安委員会】					
○ 警備業法に基づく検定		生活安全企画課			
〃		〃			
				〃	
				担当課（室）	

◎岡山県告示第三百三十三号

昭和四十一年岡山県告示第五百十三号（岡山県補助金等交付規則の規定による補助金等の名称等の制定）の一部を次のように改正し、平成二十七年年度分の補助金から適用する。

平成二十七年七月七日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

表環境文化部の部循環資源企業情報提供システム整備費補助金の項の次に次のように加える。

岡山県海ごみ 地域対策推進 事業費補助金	海ごみ対策の 推進	市町村 （一部 事務組 合を含 む。）	海ごみの回収、処 理等及び発生の抑 制に係る事業に要 する経費	補助対象経費の額 と総事業費から寄 附金その他の収入 額を控除した額の いずれか低い額に 知事が別に定める 率を乗じて得た額
----------------------------	--------------	---------------------------------	--	--

◎岡山県告示第三百三十四号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定により申請のあった特定施設の設置の許可申請の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年七月七日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

名 称 天野実業株式会社

住 所 広島県福山市道三町 9－10

氏 名 代表取締役社長 兼光 宏美

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

名 称 天野実業株式会社里庄第一工場

所在地 岡山県浅口郡里庄町里見4215

平成 27 年 7 月 7 日 岡山県公報 第 1 1 7 0 0 号

(3) 特定施設に関する事項

区 分		新 設		新 設		新 設		廃 止		廃 止	
種 類		4ーニ 野菜又は果実を原料とする 保存食料品製造業の用 に供する湯煮施設 (No. 41)		4ーニ 野菜又は果実を原料とする 保存食料品製造業の用 に供する湯煮施設 (No. 42)		4ーニ 野菜又は果実を原料とする 保存食料品製造業の用 に供する湯煮施設 (No. 43)		4ーニ 野菜又は果実を原料とする 保存食料品製造業の用 に供する湯煮施設 (No. 21)		4ーロ 野菜又は果実を原料とする 保存食料品製造業の用 に供する洗浄施設 (No. 39)	
	能 力	600 k g / 時		1, 000 L / 回		同左		600 L / 回		1, 000 L / 回	
	工 事 着 手 予 定 年 月 日	許可後直ちに		同左		同左		－		－	
	工 事 完 成 予 定 年 月 日	工事着手後直ちに		同左		同左		－		－	
	使 用 開 始 予 定 年 月 日	工事完成後直ちに		同左		同左		－		－	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間 並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		9～17時 8時間 季節変動なし		同左		同左		9～14時 5時間 季節変動なし		9～17時 8時間 季節変動なし	
使用時において 当該特定施設から 排出される汚水等 の汚染状態の通常 の値及び最大の値 並びに当該汚水等 の通常量の量及び 最大の量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ /日)	2	3	2	4	同左	同左	同左	同左	4	6
	p H	5～8	5～8	5～8	5～8					5～8	5～8
	B O D (mg/ℓ)	2, 000	3, 000	3, 150	4, 500					870	990
	C O D (mg/ℓ)	700	1, 000	1, 260	2, 000					350	450
	S S (mg/ℓ)	300	500	100	150					75	150
	油 分 (mg/ℓ)	20	30	80	150					35	60
	T－N (mg/ℓ)	300	500	1, 000	1, 500					180	260
	T－P (mg/ℓ)	100	150	100	150					39	43
	大腸菌群数(個/cm ³)	－	－	－	－					－	－

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の号番号及び名称とする。

平成 2 7 年 7 月 7 日 岡山県公報 第 1 1 7 0 0 号

区 分		変 更 前		変 更 後		変 更 前		変 更 後	
種	類	4－ニ 野菜又は果実を原料とする 保存食料品製造業の用に 供する湯煮施設 (No. 35)		同左		4－ニ 野菜又は果実を原料とする 保存食料品製造業の用に 供する湯煮施設 (No. 36)		同左	
能	力	310 L／回		同左		同左		同左	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		－		許可後直ちに		－		許可後直ちに	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		－		工事着手後直ちに		－		工事着手後直ちに	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		－		工事完成後直ちに		－		工事完成後直ちに	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間 並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		9～17時 8時間 季節変動なし		同左		同左		同左	
使用時において 当該特定施設から 排出される汚水等の 汚染状態の通常値及び 最大の値並びに 当該汚水等の通常値 及び最大の値	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ ／日)	4	7	2	4	4	7	2	4
	p H	5～8	5～8	同左		同左		同左	
	B O D (mg／ℓ)	3, 150	4, 500						
	C O D (mg／ℓ)	1, 260	2, 000						
	S S (mg／ℓ)	100	150						
	油 分 (mg／ℓ)	80	150						
	T－N (mg／ℓ)	1, 000	1, 500						
	T－P (mg／ℓ)	100	150						
	大腸菌群数(個／cm ³)	－	－						

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。

平成 2 7 年 7 月 7 日 岡山県公報 第 1 1 7 0 0 号

区 分		変 更 前		変 更 後	
種 類		4 ー ロ 野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する洗浄施設 (No. 40)		同左	
能 力		120個／時		同左	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		ー		許可後直ちに	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		ー		工事着手後直ちに	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		ー		工事完成后直ちに	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		9 ～17時 8 時間 季節変動なし		9 ～15時 6 時間 季節変動なし	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の通常量及び最大の量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ ／日)	4	6	4	5
	p H	5～8	5～8	同左	
	B O D (mg／ℓ)	870	990		
	C O D (mg／ℓ)	350	450		
	S S (mg／ℓ)	75	150		
	油 分 (mg／ℓ)	35	60		
	T ー N (mg／ℓ)	180	260		
	T ー P (mg／ℓ)	39	43		
	大腸菌群数(個／cm ³)	ー	ー		

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。

平成 2 7 年 7 月 7 日 岡山県公報 第 1 1 7 0 0 号

(4) 汚水等の処理施設に関する事項
変更なし

(5) 排水口に関する事項
変更なし

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期 間 平成27年 7 月 7 日から同月28日まで

(2) 場 所 岡山県環境文化部環境管理課及び里庄町役場

◎岡山県告示第三百三十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、精神通院医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

平成二十七年七月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定した医療機関

名称

所在地

指定年月日

トマト薬局生坂店

倉敷市生坂二四九一

平成二十七年七月一日

くにとみ薬局

倉敷市玉島中央町一―二三―一

平成二十七年七月一日

◎岡山県告示第三百三十六号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文及び第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を指定した。

平成二十七年七月七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

訪問看護ステーションひこうきぐも

2 所在地

岡山県津山市押入七九一―一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社ウイズサポート

2 所在地

岡山県津山市押入七九一―一

三 指定年月日

平成二十七年七月一日

四 介護保険事業所番号

三三六〇三九〇一二八

五 サービスの種類

訪問看護

介護予防訪問看護

◎岡山県告示第三百三十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十七年七月七日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 新見日南線
- 三 道路の区域

区 域		新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
新見市足立字溝ノ上下四一六二番一地先 から	新見市足立字溝ノ上四一四〇番一地先 で	新	一一・〇 三九・〇	一九〇・〇
新見市足立字溝ノ上下四一六二番一地先 から	新見市足立字溝ノ上四一四〇番一地先 で	旧	七・二 三〇・〇	一七二・〇

平成27年7月7日 岡山県公報 第11700号

◎岡山県告示第三百三十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十七年七月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類	県道
路線名	新見日南線
区間	新見市足立字溝ノ上下四一六二番一地从先から新見市足立字溝ノ上四一四〇番一地从先まで
供用開始年月日	平成二十七年七月七日

◎岡山県告示第三百三十九号

岡山県財務規則（昭和六十一年岡山県規則第八号）第七十二条第一項の規定により、平成二十七年六月三十日付けで、次の岡山県収入証紙売りさばき人に係る売りさばき場所の変更を承認した。

平成二十七年七月七日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

売 り さ ば き 人	所 在 地	変 更 後 の 売 り さ ば き 場 所
株 式 会 社 岡 山 県 自 動 車 会 館 代 表 取 締 役 社 長 新 見 健	岡 山 市 北 区 富 吉 五 三 〇 一 一 八	岡 山 市 北 区 富 吉 五 三 〇 一 一 八

〔二七三〕 政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札を実施する。

平成二十七年七月七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

1 調達内容

(1) 調達件名

消防防災航空センター防災行政無線整備業務

(2) 調達業務の特質等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 契約期間

契約締結日から平成28年3月21日まで

(4) 履行場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 平成27年度に県が発注する役務の提供の調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成27年岡山県告示第47号（役務の提供の調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等。以下「資格告示」という。）に定める資格をいう。）を得ている者で、業務種目の大分類が「1建物等の保守管理」、小分類が「4無線通信設備保守」であり、格付区分がAであるものであること。

(2) 平成17年度以降、元請負人として、この公告に示した業務と同等規模以上の都道府県防災行政無線システムの構築又は改修の請負実績を有する者であること。

(3) 電波法（昭和25年法律第131号）第40条第1項第4号に規定する第一級陸上無線技術士若しくは第二級陸上無線技術士又は電波法施行令（平成13年政令第245号）第2条第3項第1号に規定する第一級陸上特殊無線技士のいずれかの資格を持つ者が在籍しており，適宜この公告に示した業務について補助又は支援の体制をとることができること。

(4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当しない者であること。

(5) この公告の日から落札者が決定する日までの間において，岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号）の規定による入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。

(6) この公告の日から落札者が決定する日までの間において，岡山県から役務の提供の契約に係る入札参加除外等要領に基づく入札参加除外の措置を受けている者でないこと。

(7) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外の措置を受けている者でないこと。

(8) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

3 競争入札参加資格の申請手続

この一般競争入札への参加を希望する者で，2(1)の資格を得ていないものは，資格告示に基づき申請手続を行うこと。

(1) 申請書の入手先，提出先及び問い合わせ先

〒700－8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県総務部財産活用課庁舎管理班

電話 (086) 226－7238

(2) 申請書の提出期限

平成27年7月21日（火）正午

4 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所，入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

〒700－8570 岡山市北区内山下二丁目 4 番 6 号

岡山県危機管理課防災通信班

電話 (086) 226－7294

(2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法

ア 交付期間

平成27年 7 月 7 日 (火) から同月21日 (火) まで (岡山県の休日を定める条例 (平成元年岡山県条例第2号) 第1条第1項に規定する県の休日を除く。)

イ 交付方法

(1) の場所にて交付する。

また、郵送による交付を希望する場合は、交付に必要な期間を十分に考慮し、返信用封筒及び返信に必要な切手等を同封し、(1) の場所に請求すること。なお、交付する入札説明書等は、縦297ミリメートル、横210ミリメートル、重さ150グラム超250グラム未満であるので、注意すること。

なお、入札説明書等のうち、仕様書を除くものについては、岡山県危機管理課ホームページ (<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/12/>) からダウンロードすることもできる。

(3) 入札書の提出方法

入札書の提出は、持参又は郵便若しくは信書便による送付 (以下「郵送等」という。) によるものとするが、持参が望ましい。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札日時

平成27年 8 月18日 (火) 午後 1 時30分

ただし、郵送等による場合にあつては、同月17日 (月) 午後 4 時を受領期限とする。

イ 場所

岡山市北区内山下二丁目 4 番 6 号

岡山県出納局用度課地下 1 階入札室

ただし、郵送等による場合にあつては、(1) の場所に提出するものとする。

ウ その他

持参の場合にあつては、入札開始前及び開札開始後においては、入札書の提出

を受け付けない。

5 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書等入札説明書で指定する添付書類を平成27年7月21日（火）午後4時までに、4（1）の場所に提出（郵送等によるものを含む。）しなければならない。

また、入札参加希望者は、契約担当者から提出した書類等に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

6 その他

（1） 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

（2） 入札保証金
岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号）第131条及び第133条の規定による。

（3） 契約保証金
岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。

（4） 入札の無効
この公告に示した競争入札参加資格のない者とした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者とした入札その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札に係る入札書は、無効とする。

（5） 契約書作成の要否
要

（6） 落札者の決定方法
岡山県財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

（7） その他
詳細は、入札説明書による。

7 Summary

（1） Name and quantity of the service to be procured :

Installation construction of Disaster prevention administrative radio
equipment to [Okayama Pref. Fire Aviation Corps]

（2） Contract period :

From contract date through 21 March 2016

(3) Fulfillment place :

Specified in the bid explanation form

(4) Time limit for tender :

1:30PM 18 August 2015

(tenders sent by mail must be received by 4:00PM 17 August 2015)

(5) Contact point for the notice :

Okayama Prefectural Government Crisis Management Division, 2-4-6,
Uchisange, Kita-ku, Okayama-shi, 700-8570, Japan

TEL 086-226-7294

〔二七四〕政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札を実施する。

平成二十七年七月七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

1 調達内容

(1) 調達件名

岡山県消防救急デジタル無線基地局等整備業務

(2) 調達業務の特質等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 契約期間

契約締結日から平成28年3月21日まで

(4) 履行場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 平成27年度に県が発注する役務の提供の調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成27年岡山県告示第47号（役務の提供の調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等。以下「資格告示」という。）に定める資格をいう。）を得ている者で、業務種目の大分類が「1建物等の保守管理」、小分類が「4無線通信設備保守」であり、格付区分がAであるものであること。

(2) 平成17年度以降、元請負人として、この公告に示した業務と同等規模以上の消防救急デジタル無線システムの構築又は改修の請負実績を有する者であること。

(3) 電波法（昭和25年法律第131号）第40条第1項第4号に規定する第一級陸上無線技術士若しくは第二級陸上無線技術士又は電波法施行令（平成13年政令第245号）第2条第3項第1号に規定する第一級陸上特殊無線技士のいずれかの資格を持つ者が在籍しており，適宜この公告に示した業務について補助又は支援の体制をとることができること。

(4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当しない者であること。

(5) この公告の日から落札者が決定する日までの間において，岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号）の規定による入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。

(6) この公告の日から落札者が決定する日までの間において，岡山県から役務の提供の契約に係る入札参加除外等要領に基づく入札参加除外の措置を受けている者でないこと。

(7) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外の措置を受けている者でないこと。

(8) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

3 競争入札参加資格の申請手続

この一般競争入札への参加を希望する者で，2(1)の資格を得ていないものは，資格告示に基づき申請手続を行うこと。

(1) 申請書の入手先，提出先及び問い合わせ先

〒700－8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県総務部財産活用課庁舎管理班

電話 (086) 226－7238

(2) 申請書の提出期限

平成27年7月21日（火）正午

4 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所，入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

〒700－8570 岡山市北区内山下二丁目 4 番 6 号

岡山県危機管理課防災通信班

電話 (086) 226－7294

(2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法

ア 交付期間

平成27年 7 月 7 日 (火) から同月21日 (火) まで (岡山県の休日を定める条例 (平成元年岡山県条例第2号) 第1条第1項に規定する県の休日を除く。)

イ 交付方法

(1) の場所にて交付する。

また、郵送による交付を希望する場合は、交付に必要な期間を十分に考慮し、返信用封筒及び返信に必要な切手等を同封し、(1) の場所に請求すること。なお、交付する入札説明書等は、縦297ミリメートル、横210ミリメートル、重さ150グラム超250グラム未満であるので、注意すること。

なお、入札説明書等のうち、仕様書を除くものについては、岡山県危機管理課ホームページ (<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/12/>) からダウンロードすることもできる。

(3) 入札書の提出方法

入札書の提出は、持参又は郵便若しくは信書便による送付 (以下「郵送等」という。) によるものとするが、持参が望ましい。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札日時

平成27年 8 月18日 (火) 午後 2 時

ただし、郵送等による場合にあつては、同月17日 (月) 午後 4 時を受領期限とする。

イ 場所

岡山市北区内山下二丁目 4 番 6 号

岡山県出納局用度課地下 1 階入札室

ただし、郵送等による場合にあつては、(1) の場所に提出するものとする。

ウ その他

持参の場合にあつては、入札開始前及び開札開始後においては、入札書の提出

を受け付けない。

5 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書等入札説明書で指定する添付書類を平成27年7月21日（火）午後4時までに、4（1）の場所に提出（郵送等によるものを含む。）しなければならない。

また、入札参加希望者は、契約担当者から提出した書類等に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

6 その他

（1） 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

（2） 入札保証金
岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号）第131条及び第133条の規定による。

（3） 契約保証金
岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。

（4） 入札の無効
この公告に示した競争入札参加資格のない者とした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者とした入札その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札に係る入札書は、無効とする。

（5） 契約書作成の要否
要

（6） 落札者の決定方法
岡山県財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

（7） その他
詳細は、入札説明書による。

7 Summary

（1） Name and quantity of the service to be procured :
Establishment of a digital radio equipment for fire fighting and first aid

（2） Contract period :

From contract date through 21 March 2016

(3) Fulfillment place :

Specified in the bid explanation form

(4) Time limit for tender :

2:00PM 18 August 2015

(tenders sent by mail must be received by 4:00PM 17 August 2015)

(5) Contact point for the notice :

Okayama Prefectural Government Crisis Management Division, 2-4-6,
Uchisange, Kita-ku, Okayama-shi, 700-8570, Japan

TEL 086-226-7294

〔二七五〕政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札を実施する。

平成二十七年七月七日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

1 調達内容

(1) 購入等件名

岡山県民局庁舎で使用する電気の調達

(2) 仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期間

平成27年10月 1 日から平成28年 9 月30日まで

(4) 納入場所及び予定数量

施 設 名	所 在 地	納入期間における 使用予定電力量
備前県民局	岡山市北区弓之町6－1	390, 000kWh
備前保健所	岡山市中区古京町1－1－17	226, 000kWh
東備地域事務所	和気郡和気町和気487－2	250, 000kWh
備中県民局	倉敷市羽島1083	463, 000kWh
井笠地域事務所	笠岡市六番町2－5	248, 000kWh
高梁地域事務所	高梁市落合町近似286－1	266, 000kWh
新見地域事務所	新見市高尾2400	241, 000kWh
美作県民局第一庁舎	津山市山下53	394, 000kWh
真庭地域事務所	真庭市勝山591	167, 000kWh
勝英地域事務所	美作市入田291－2	348, 000kWh

(5) 入札方法

入札に当たっては、(4)の10施設を一括で一入札単位とする。入札説明書に示す方法に従って計算した、施設ごとの年間の参考総価金額の10施設分の合計金額をもつて、入札金額とすること。

(6) その他

(4)の使用予定電力量は、平成26年 4 月から平成27年 3 月までの使用実績等に基づ

づくものであり，天候等により変動する。

2 競争入札参加資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 平成27年度において県が発注する物品の調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成27年岡山県告示第46号（物品の売買，修理等の調達契約に係る競争入札の参加資格，資格審査の申請手続等。以下「資格告示」という。）に定める資格をいう。）を得ている者で，格付区分がAであること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当しない者であること。

(3) この入札の公告の日から落札者が決定する日までの間において，物品の売買，修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加資格者の資格審査要領（平成19年岡山県告示第306号）の規定による入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。

(4) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(5) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第3条の規定により一般電気事業者として許可を受けている者又は同法第16条の2第1項の規定により特定規模電気事業者として届出を行っている者であること。

(6) 二酸化炭素排出原単位（国内クレジット反映後：調整後排出係数適用），未利用エネルギーの活用及び再生可能エネルギーの導入に関し，入札説明書で示す入札参加条件を満たしている者であること。

3 競争入札参加資格の申請手続

この入札への参加を希望する者で，2(1)の資格を得ていないものは，資格告示に基づき平成27年8月17日（月）午後4時までに申請手続を行うこと。

申請書の入手先，提出先及び申請に関する問い合わせ先

〒700－8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課管理班

電話 (086) 226－7538 (直通)

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

〒700－8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県県民生活部県民生活交通課総務班

電話 (086) 226－7252 (直通)

(2) 入札説明書の交付期間及び交付方法

ア 交付期間

平成27年7月7日(火) から同年8月17日(月) まで(岡山県の休日を定める条例(平成元年岡山県条例第2号)第1条第1項に規定する県の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで

イ 交付方法

(1)の場所にて交付する。また、岡山県県民生活部県民生活交通課のホームページからもダウンロードすることができる。

<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/25/>

(3) 入札及び開札の日時及び場所

平成27年8月31日(月) 午後2時(郵送等による入札書の受領期限は、同月28日(金) 午後5時)

岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県庁入札室(岡山県庁地下1階)

5 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札書を4(3)の期限までに提出する以外に、一般競争入札(条件付)参加資格確認申請書及び入札説明書で指定する必要書類を平成27年8月17日(月) 午後5時までに、4(1)の場所に提出しなければならない。

また、入札者は、開札日の前日までの間において、提出した書類等に関し契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

岡山県財務規則(昭和61年岡山県規則第8号)第131条及び第133条の規定による。

(3) 契約保証金

岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。

(4) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者とした入札, 入札者に求められる義務を履行しなかった者とした入札その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札は, 無効とする。

(5) 契約書作成の要否
要

(6) 落札者の決定方法

岡山県財務規則第137条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) その他
詳細は, 入札説明書による。

7 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:
Electricity for General Services Bureau building
2, 993, 000kWh

(2) Delivery period:
From 1 October, 2015 through 30 September, 2016

(3) Delivery place:
Bizen General Service Bureau
6-1 Yumino-cho, Kita-ku, Okayama-shi
Bizen Health Care Center
1-1-17 Furugyo-cho, Naka-ku, Okayama-shi
Tobi Regional Office
487-2 Wake, Wake-cho, Wake-gun
Bicchu General Service Bureau
1083 Hashima, Kurashiki-shi

Ikasa Regional Office

2—5 Rokuban—cho, Kasaoka—shi

Takahashi Regional Office

286—1 Chikanori, Ochiai—cho, Takahashi—shi

Nimi Regional Office

2400 Takao, Nimi—shi

Mimasaka General Service Bureau

53 Sange, Tsuyama—shi

Maniwa Regional Office

591 Katsuyama, Maniwa—shi

Shoei Regional Office

291—2 Nyuta, Mimasaka—shi

(4) Time limit for tender :

2:00P.M. 31 August, 2015 (by mail 5:00P.M. 28 August, 2015)

(5) Contact point for the notice :

Citizen Affairs and Traffic Policy Division, Citizens services
department, Okayama Prefectural Government,

2—4—6 Uchisange, Kita—ku, Okayama—ken, 700—8570,

Japan

TEL 086—226—7252 (direct dialing)

平成27年7月7日 岡山県公報 第11700号

〔二七六〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、県営（経営体育成基盤整備 奥吉原地区）土地改良事業計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てることができる。

平成二十七年七月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 縦覧に供する書類

県営土地改良事業（経営体育成基盤整備 奥吉原地区）変更計画書

二 縦覧の期間

平成二十七年七月七日から同月二十八日まで

三 縦覧の場所

赤磐市役所

平成 27 年 7 月 7 日 岡山県公報 第 1 1 7 0 0 号

〔二七七〕農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第三項の規定により、当該農用地利用配分計画を次のとおり縦覧に供する。

この公告に係る利害関係人は、縦覧の期間満了の日までに、当該農用地利用配分計画について、知事に意見書を提出することができる。

平成二十七年七月七日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

一 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住 所		
味埜 進一	倉敷市黒石四八五	倉敷市粒浦字上分一四一他四筆	
米田 隆昌	倉敷市上富井二三六一 ハートハウスⅢ一〇二	倉敷市新田字中五割二八六四一	
渡谷 正樹	倉敷市連島町西之浦五二 八〇	倉敷市連島町西之浦字山根五〇六四一	

二 縦覧の期間

平成二十七年七月七日から同月二十一日まで

三 縦覧の場所

岡山県農林水産部農村振興課及び各県民局農林水産事業部農業振興課

四 申請年月日

平成二十七年六月二十六日

〔二七八〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十七年七月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

都窪郡早島町前潟字久々原八八三―二

二 許可を受けた者の住所及び氏名

都窪郡早島町早島一八八七―四グリーンパレス早島A一〇二

寺山 知宏

寺山 佑佳

三 許可番号

岡山県指令建指第五六号

◎岡山県公安委員会告示第二百二十三号

警備業法（昭和四十七年法律第百十七号。以下「法」という。）第二十三条第一項の規定により、警備員等の検定を次のとおり実施する。

平成二十七年七月七日

岡山県公安委員会

一 検定に係る警備業務の種別等

警備業務の 種別及び級		試験 区分	実施期日	時 間	場 所
貴重品運搬 警備業務 (一級)	学科 試験	平成二十七年 十一月十三日 (金曜日)	午前九時から午 前十一時まで	岡山市中区小橋町一―一― 二五 岡山県警察本部小橋町庁舎	
	実技 試験	平成二十七年 十二月五日 (土曜日)	午前十時から午 後五時まで	岡山市北区御津中山四四四 ―三 岡山県運転免許センター	

二 検定対象者

県内に住所を有する者又は県内の営業所に属する警備員で県外に住所を有するもののうち、次のいずれかに該当するもの

1 警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号）第四条に規定する二級の検定（貴重品運搬警備業務に係るものに限り。）に係る法第二十三条第四項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事した期間が一年以上であるもの

2 都道府県公安委員会が 1 に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

三 検定申請手続

1 提出書類

(1) 所定の様式による検定申請書 一通

(2) 写真 二枚（縦の長さ三センチメートル、横の長さ二・四センチメートル、申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもので、その裏面に氏

名及び撮影年月日を記入したもの）

(3) その他

ア 二1に該当する者

合格証明書の写し及び当該種別の警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る所定の様式による書面 各一通

イ 二2に該当する者

都道府県公安委員会が二1に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有する者と認める書面の写し 一通

ウ 県内に住所を有する者

住所地在岡山県内にあることを疎明する書類 一通

エ 県内の営業所に属する警備員で県外に住所を有するもの

従事する警備業者の営業所が岡山県内にあることを疎明する書類 一通

2 提出先

(1) 県内に住所を有する者

住所地を管轄する警察署の生活安全課

(2) 県内の営業所に属する警備員で県外に住所を有するもの

営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課

なお、郵送又は信書便による申請及び代理人による申請は、認めない。

3 提出期間

平成二十七年九月二十八日（月曜日）から同年十月二日（金曜日）までの午前八時三十分から午後五時まで

四 検定手数料

一万六千円

（注） 岡山県収入証紙により、検定申請時に納付すること。

なお、検定手数料は、納付後は返還しない。

五 受検定員

三十人。ただし、申請順に受け付け、受検定員に達したときは、提出期間内であっても受付を締め切る。

六 受検票の交付

検定申請者に対して、検定申請書を提出した警察署において交付する。

七 問い合わせ先

1 岡山県警察本部生活安全部生活安全企画課

電話（〇八六）二三四―〇一一〇 内線三〇三四

2 県内の各警察署の生活安全課

八 その他

1 学科試験については、検定当日の午前八時三十分から受付を開始するので、検定申請者は、午前九時までに受検票を係員に示して受付を終えること。

2 学科試験の受検に際しては、筆記用具を持参すること。

3 学科試験に合格した者に対しては実技試験の受検について別途指示し、学科試験に合格しなかった者に対しては実技試験は行わない。

◎岡山県公安委員会告示第二百二十四号

警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）第二十三条第一項の規定により、警備員等の検定を次のとおり実施する。

平成二十七年七月七日

岡山県公安委員会

一 検定に係る警備業務の種別等

警備業務の 種別及び級		試験 区分	実施期日	時 間	場 所
貴重品運搬 警備業務 (二級)	学科 試験	平成二十七年 十一月十三日 (金曜日)	午前九時から午 前十一時まで	岡山市中区小橋町一―一― 二五 岡山県警察本部小橋町庁舎	
	実技 試験	平成二十七年 十二月十九日 (土曜日)	午前十時から午 後五時まで	岡山市北区御津中山四四四 ―三 岡山県運転免許センター	

二 検定対象者

県内に住所を有する者又は県内の営業所に属する警備員で県外に住所を有するもの

三 検定申請手続

1 提出書類

- (1) 所定の様式による検定申請書 一通
- (2) 写真 二枚（縦の長さ三センチメートル、横の長さ二・四センチメートル、申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）

(3) その他

ア 県内に住所を有する者

住所地が岡山県内にあることを疎明する書類 一通

イ 県内の営業所に属する警備員で県外に住所を有するもの

従事する警備業者の営業所が岡山県内にあることを疎明する書類 一通

2 提出先

- (1) 県内に住所を有する者

住所地を管轄する警察署の生活安全課

(2) 県内の営業所に属する警備員で県外に住所を有するもの

営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課

なお、郵送又は信書便による申請及び代理人による申請は、認めない。

3 提出期間

平成二十七年九月二十八日（月曜日）から同年十月二日（金曜日）までの午前八時三十分から午後五時まで

四 検定手数料

一万六千円

（注） 岡山県収入証紙により、検定申請時に納付すること。

なお、検定手数料は、納付後は返還しない。

五 受検定員

三十人。ただし、申請順に受け付け、受検定員に達したときは、提出期間内であっても受付を締め切る。

六 受検票の交付

検定申請者に対して、検定申請書を提出した警察署において交付する。

七 問い合わせ先

1 岡山県警察本部生活安全部生活安全企画課

電話（〇八六）二三四―〇一一〇 内線三〇三四

2 県内の各警察署の生活安全課

八 その他

1 学科試験については、検定当日の午前八時三十分から受付を開始するので、検定申請者は、午前九時までに受検票を係員に示して受付を終えること。

2 学科試験の受検に際しては、筆記用具を持参すること。

3 学科試験に合格した者に対しては実技試験の受検について別途指示し、学科試験に合格しなかった者に対しては実技試験は行わない。

◎岡山県公安委員会告示第百二十五号

警備業法の一部を改正する法律（平成十六年法律第五十号）附則第五条の規定により、同法による改正前の警備業法（昭和四十七年法律第十七号）第十一条の二に規定する検定に合格した者に対する審査（学科試験及び実技試験を実施する者に限る。）を次のとおり実施する。

平成二十七年七月七日

岡山県公安委員会

一 審査の区分等

審査の区分	期 日	時 間	場 所
空港保安警備業務（一級・二級） 施設警備業務（一級・二級） 交通誘導警備業務（一級・二級） 貴重品運搬警備業務（一級・二級）	平成二十七年十月三十日（金曜日）	午前九時から午後零時まで	岡山市中区小橋町一―一―二五 岡山県警察本部小橋町庁舎

二 審査対象者

次の表の上欄に掲げる審査の区分に応じ、同表の下欄に掲げる対象者とする。ただし、次の者を除く。

1 警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。）の施行の際現に検定規則附則第三条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「旧規則」という。）第一条に規定する警備業務（受けようとする審査の区分に係るものに限る。）に従事しており、かつ、当該警備業務に従事している期間が継続して一年以上である者

2 検定規則の施行の際現に旧規則第一条に規定する警備業務（受けようとする審査

の区分に係るものに限る。)に係る指定講習(旧規則第十二条第一項に規定する指定講習をいう。)の講師として従事しており、かつ、当該講師として従事している期間が継続して一年以上である者

審査の区分		対象者	
空港保安警備業務	一級	旧規則第一条に規定する空港保安警備業務に係る一級の検定に合格した者	
	二級	旧規則第一条に規定する空港保安警備業務に係る一級又は二級の検定に合格した者	
施設警備業務	一級	旧規則第一条に規定する常駐警備業務に係る一級の検定に合格した者	
	二級	旧規則第一条に規定する常駐警備業務に係る一級又は二級の検定に合格した者	
交通誘導警備業務	一級	旧規則第一条に規定する交通誘導警備業務に係る一級の検定に合格した者	
	二級	旧規則第一条に規定する交通誘導警備業務に係る一級又は二級の検定に合格した者	
貴重品運搬警備業務	一級	旧規則第一条に規定する貴重品運搬警備業務に係る一級の検定に合格した者	
	二級	旧規則第一条に規定する貴重品運搬警備業務に係る一級又は二級の検定に合格した者	

三 審査申請手続

1 提出書類

- (1) 所定の様式による審査申請書 一通
 - (2) 写真 一枚(縦の長さ三センチメートル、横の長さ二・四センチメートル、申請前六箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの)
 - (3) 旧検定合格証の写し等
 - ア 岡山県公安委員会が発行した旧規則第一条に規定する警備業務に係る検定の合格証(以下「旧検定合格証」という。)を保有している者
- 受けようとする審査の区分に係る旧検定合格証の写し 一通

イ 岡山県公安委員会以外の都道府県公安委員会が発行した旧検定合格証を保有している者で、住所及び従事する警備業者の営業所が岡山県内にあるもの

(ア) 受けようとする審査の区分に係る旧検定合格証の写し 一通

(イ) 住所が岡山県内にあること又は従事する警備業者の営業所が岡山県内にあることを疎明する書類 一通

ウ 岡山県公安委員会以外の都道府県公安委員会が発行した旧検定合格証を保有している者で、住所が岡山県内にあるもの

(ア) 受けようとする審査の区分に係る旧検定合格証の写し 一通

(イ) 住所が岡山県内にあることを疎明する書類 一通

エ 岡山県公安委員会以外の都道府県公安委員会が発行した旧検定合格証を保有している者で、従事する警備業者の営業所が岡山県内にあるもの

(ア) 受けようとする審査の区分に係る旧検定合格証の写し 一通

(イ) 従事する警備業者の営業所が岡山県内にあることを疎明する書類 一通

2 提出先

(1) 岡山県内に住所を有する者

住所を管轄する警察署の生活安全課

(2) 岡山県外に住所を有する者

岡山県内の各警察署の生活安全課

なお、郵送又は信書便による申請及び代理人による申請は、認めない。

3 提出期間

平成二十七年九月七日（月曜日）から同月十一日（金曜日）までの午前八時三十分から午後五時まで

4 審査手数料

四千七百円

（注） 岡山県収入証紙により、審査申請時に納付すること。

なお、審査手数料は、納付後は返還しない。

四 審査定員

合わせて三十人（同時に二以上の審査を受けることはできない。）とする。ただし、申請順に受け付け、審査定員に達したときは、提出期間内であっても受付を締め切る。

五 問い合わせ先

1 岡山県警察本部生活安全部生活安全企画課

電話（〇八六）二三四一〇一一 内線三〇三四

2 岡山県内の各警察署の生活安全課

六 その他

1 審査に際しては、筆記用具及び旧検定合格証を持参すること。

2 審査は、学科試験及び実技試験とし、学科試験が合格基準に至らなかった者に対しては、実技試験を行わない。